

中津川市障がい者福祉計画 第7期計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

中津川市

はじめに



国における障がい者施策は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」等の法律を施行・改正を重ねて整備されています。

本市では、平成 18 年度に障がい者施策の基本的項目及び目標値を定めた「中津川市障害者計画」を策定し、以降 3 年ごとに計画を見直し、障がいのある人一人ひとりが社会参画できるよう支援や体制の強化を図ってまいりました。その間には、平成 30 年 4 月に障害者総合支援法が児童福祉法とともに改正され、障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が進められています。こうしたことを踏まえ、「障がい者福祉計画」を策定しています。

この度策定しました第7期計画は期間を令和 6 年度から令和 8 年度とし、各種サービスの充実はもとより、基幹相談支援センターとの連携、情報アクセシビリティの向上、障がいのある子どもへの支援体制整備、雇用・就労の支援、障がい及び障がい者理解の促進等を充実させるよう取り組みます。

基本理念を「障がいのある人もない人も共に支え合い、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」と掲げ、3 つの目標を「①地域における生活の支援(暮らす・支える)、②切れ目のない支援(育つ・学ぶ・働く・生きる)、③まち全体で支え合い、生きがいを持てるまちづくり」と定めた本計画の着実な推進により、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる温かい福祉のまち、市民誰もが安心して暮らせるまちを目指してまいります。市民の皆さんには、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係者、関係団体・機関及び中津川市障害者総合支援協議会の皆さんには、心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

中津川市長 小栗 仁志

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	6
5 計画の期間	6
6 計画策定の方法	7
第2章 中津川市の概況	8
1 人口の状況	8
2 本市の障がいのある人の現状	9
3 障がい者福祉に関するアンケート調査からみられる現状	14
4 障がい福祉に関するヒアリング調査からみられる現状	26
5 第6期計画の評価	29
6 中津川市の障がいのある人を取り巻く課題	31
第3章 基本構想	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系	35
第4章 中津川市障害者計画	36
基本目標1 地域における生活の支援 一暮らす・支える一	36
基本目標2 切れ目のない支援 一育つ・学ぶ・働く・生きる一	44
基本目標3 まち全体で支え合い、生きがいを持てるまちづくり	54
第5章 中津川市障害福祉計画・中津川市障害児福祉計画	61
1 国の基本指針	61
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	63
3 障害福祉サービス等	68
4 地域生活支援事業	79
5 障害児通所支援等	88
6 子ども・子育て支援	90
第6章 本計画の推進に向けて	91
1 計画の推進	91
2 計画の進捗管理	92
資料編	93
1 用語集	93
2 中津川市障害者総合支援協議会（策定委員会）委員名簿	100
3 計画策定経過	101

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

これまでの国における障がい者施策は、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成19年9月に署名したこと、また、この条約の批准に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい福祉施策が定めされました。

また、「障害者総合支援法」は、平成30年4月に「児童福祉法」等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対しきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

さらに、福祉分野全体では、「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉制度の改革が進められ、障がいのある人も含めた、すべての人びとが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあう社会の在り方が求められています。そのため、障がいのある人の権利が守られるとともに、自らの意思決定に基づいた社会参加ができるよう、多様な支援が必要となっています。

中津川市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体とした「中津川市障害者福祉計画 第6期計画」（以下、「第6期計画」という。）を策定し、障がいのある人一人ひとりが社会参画できるよう、支援や体制の整備を行ってきました。

この度、これまでの取り組みに加えて、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本市におけるさらなる障がい福祉のまちづくりを推進するため、「中津川市障がい者福祉計画 第7期計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 法令等改正の動き

国では、平成18年以降、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」に批准するため、障がい福祉に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画は、下記の障がい福祉分野の関連法整備の動向を踏まえたものとします。

■障がい者関連法整備の主な動き

年	国の主な法律・制度等	概要
平成18年	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大等
	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化推進等の規定
平成19年	障害者基本法の一部改正(平成16年6月)に伴う第九の一の2の施行	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	「障害者権利条約」の締結に向けた法整備等の開始
平成21年	障害者雇用促進法の一部改正	障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革の実施
平成22年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
平成23年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義等の見直し等
平成24年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
平成25年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公的機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進
平成26年	障害者権利条約への批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より、国内において効力を生じる
平成27年	難病患者に対する医療等に関する法律の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
平成28年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等

年	国の主な法律・制度等	概要
平成 30年	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	障害者文化芸術推進法の施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進、計画策定の努力義務化(地方公共団体)
令和 元年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等
	読書バリアフリー法の施行	視覚障がい者等の読書環境の整備の総合的かつ計画的な推進
令和 2年	障害者雇用促進法の改正	事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の創設
令和 3年	障害者差別解消法の改正	合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象)
	医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4年	障害者総合支援法の改正	グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)

3 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画では、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定します。各計画は、以下の法律に基づいて策定が位置づけられています。

■市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号) 第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障害福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

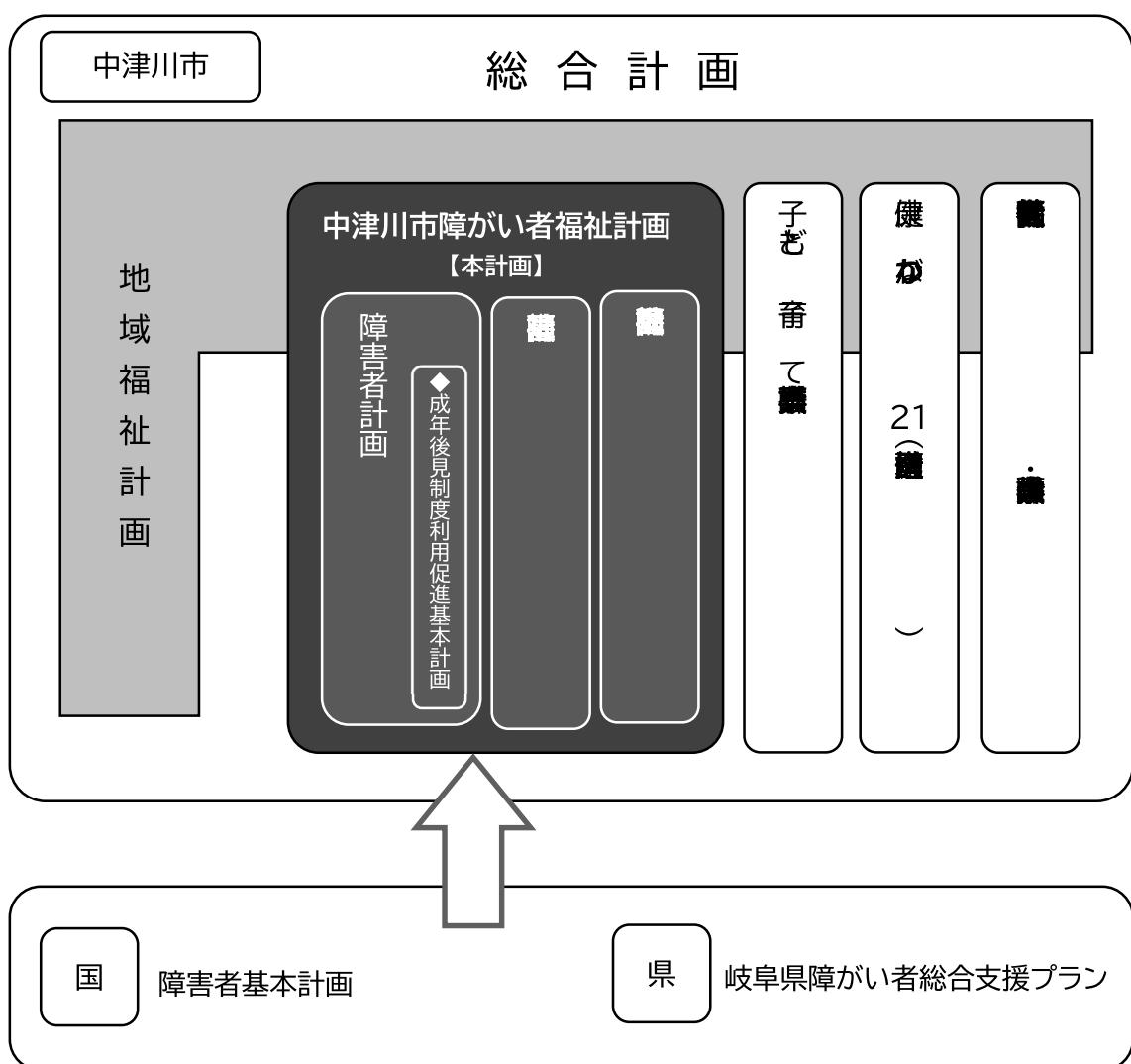
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 33 条の 20 第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)本市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、岐阜県の「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性を図り策定しています。合わせて「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見利用促進法）」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定します。

また、本計画は、本市の最上位計画である「中津川市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「中津川市地域福祉計画」をはじめ、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」「健康なかつがわ21（健康増進計画）」「中津川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の各種計画との整合・連携を図ります。



4 計画の対象

本計画は、障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目的として策定しています。したがって、本計画の対象は障がいのある人をはじめ、すべての市民を対象とします。

【障がいの表記について】

本計画では、市の『「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領』に基づき、平成20年4月1日以降に作成した公文書（通知書、広報紙、チラシ、パンフレット、ホームページ等）から「障害者」と表記していたものについて「障がい者」「障がいのある人」などひらがな表記としました。

ただし、法律等で定められている用語、名称等や団体、機関等の固有名詞は適用除外として「障害者」の表記とします。

5 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、障がいのある人を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、計画期間中であっても適宜見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第6期計画			第7期計画			第8期計画

6 計画策定の方法

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1)障がい福祉に関するアンケート調査の実施

障がいのある人の現状や今後の意向等を把握するため、本市在住の障がいのある人を対象とした障がい福祉に関するアンケートと、発達支援センター等を利用する子どもの保護者を対象とした障がい児福祉に関するアンケート調査を行い、本計画策定の基礎資料としました。

(2)事業所・団体アンケート調査の実施

本市にある事業所・団体を対象とした、障がい者福祉に関するアンケート調査を行い、障がいのある人が必要とする支援や今後の課題等を把握しました。また、希望する事業所・団体に対し、面談によるヒアリング調査を行いました。

(3)中津川市障害者福祉計画検討委員会の開催

市関係部署等の職員によって構成される「中津川市障害者福祉計画検討委員会」において、計画案の検討を行いました。

(4)中津川市障害者総合支援協議会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者等で構成される「中津川市障害者総合支援協議会」において、障がい福祉に関する課題や対策、今後における方向性等を中心に協議を行いました。

(5)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、令和5年12月27日から令和6年1月29日にかけてパブリックコメントを実施しました。

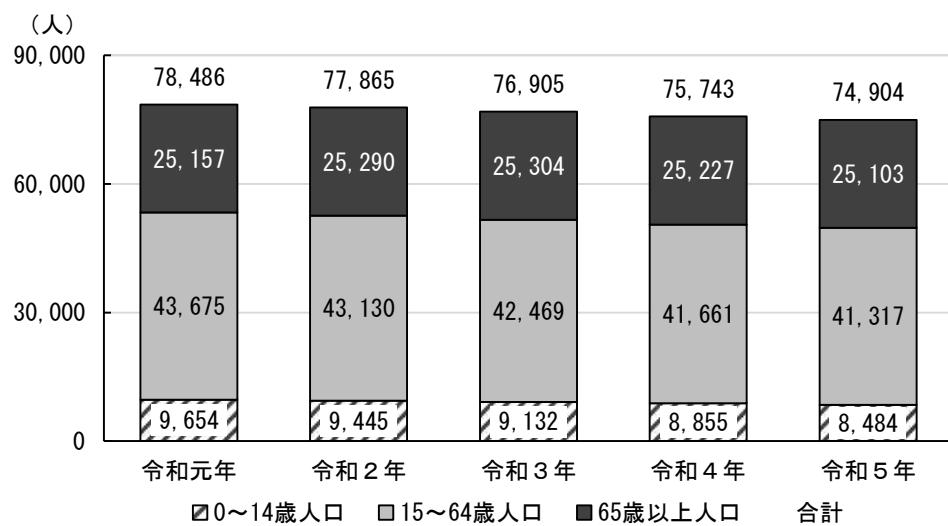
第2章 中津川市の概況

1 人口の状況

(1)本市の人口の状況

本市の人口の推移をみると、年々減少しています。年齢3区分別にみると、令和3年から3区分とも減少傾向にあります。

■人口(年齢3区分別)の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

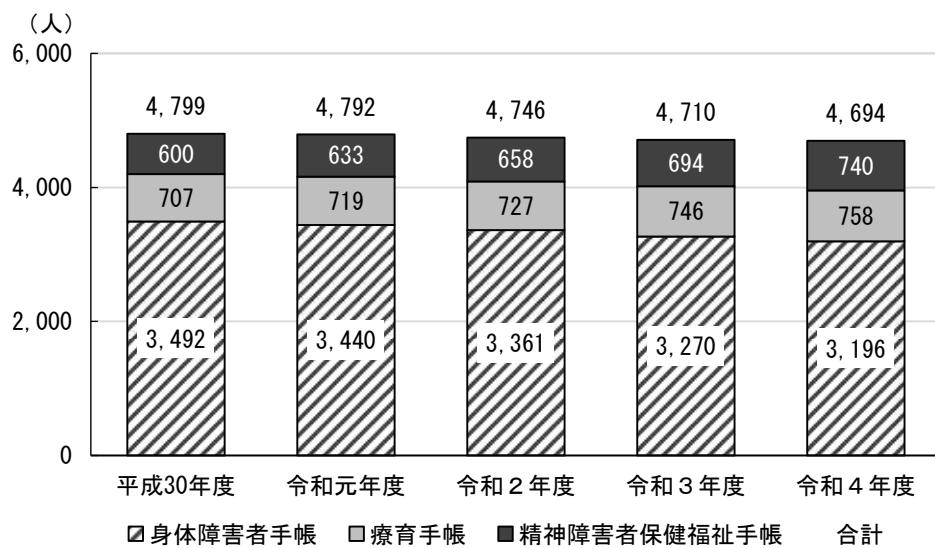
2 本市の障がいのある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：中津川市の統計（各年度末）
重複手帳所持者を含む

② 年齢別障害者手帳所持者数の状況

障がい区分のうち、身体障害者手帳所持者の人数が最も多くなっています。年齢別障害者手帳所持者数をみると、療育手帳所持者では18歳未満の割合が19.8%と、他の手帳所持者と比べて高くなっています。

■ 年齢別障害者手帳所持者数

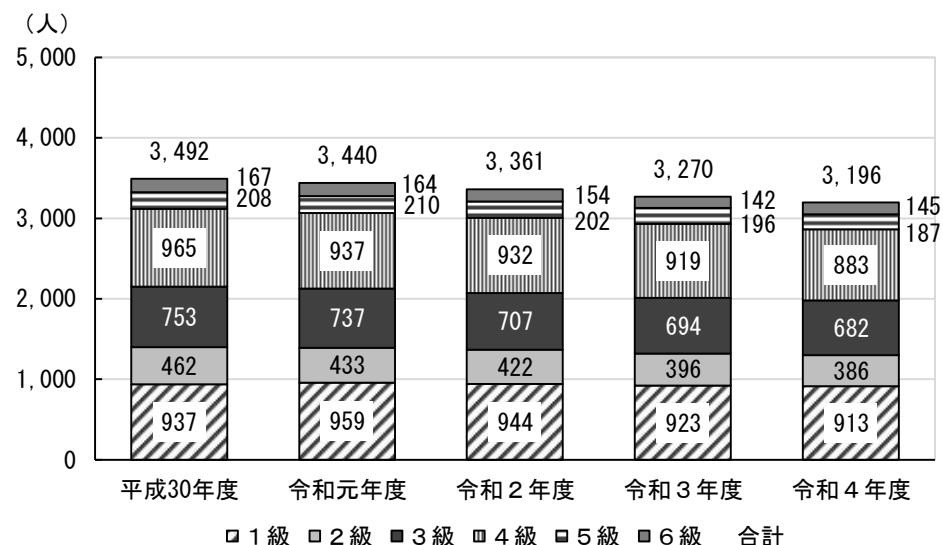
	単位	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳未満	人	48	150	9
18歳以上	人	3,148	608	731
合計	人	3,196	758	740
18歳未満の割合	%	1.5	19.8	1.2

資料：岐阜県身体障害者更生相談所（令和4年度）

③身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、年々減少しています。すべての等級において減少傾向となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

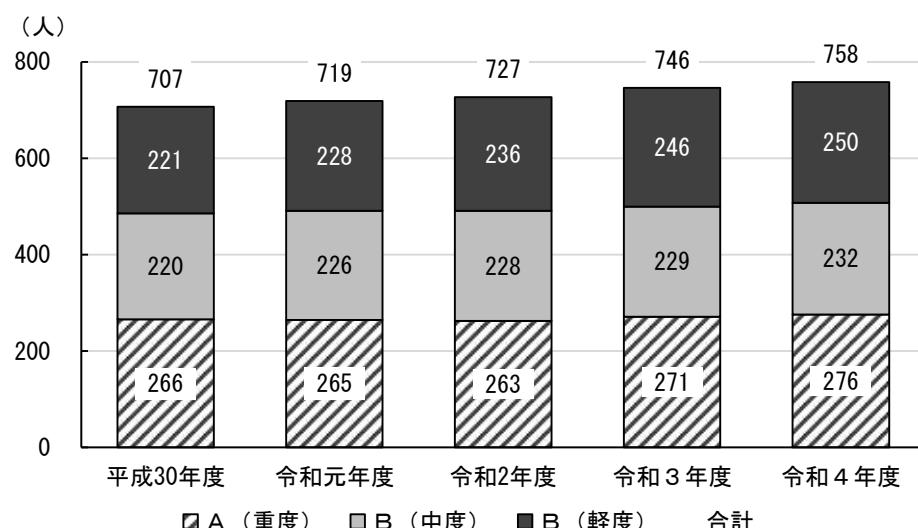


資料：岐阜県身体障害者更生相談所（各年度末）

④療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しています。判定別にみると、B（軽度）判定で大きく増加しています。

■判定別療育手帳所持者数の推移

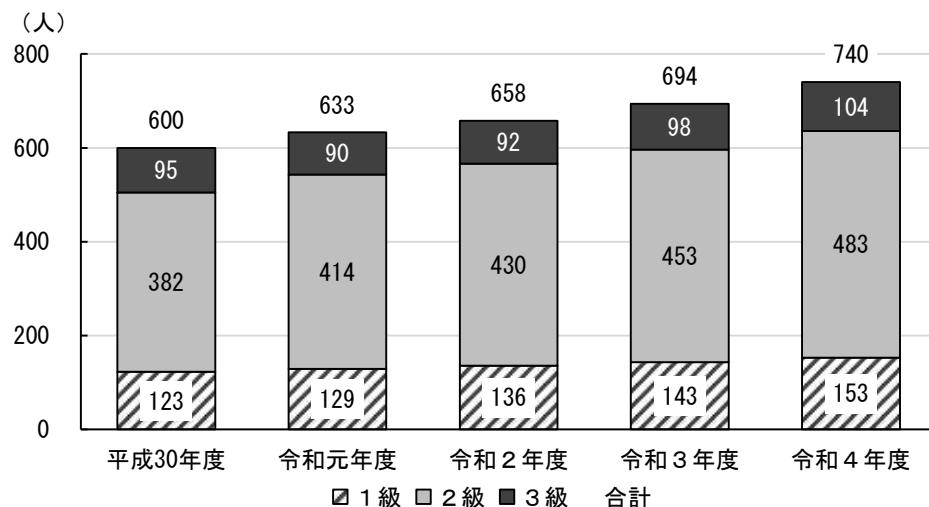


資料：岐阜県知的障害者更生相談所（各年度末）

⑤精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加しています。等級別にみると2級で大きく増加しています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



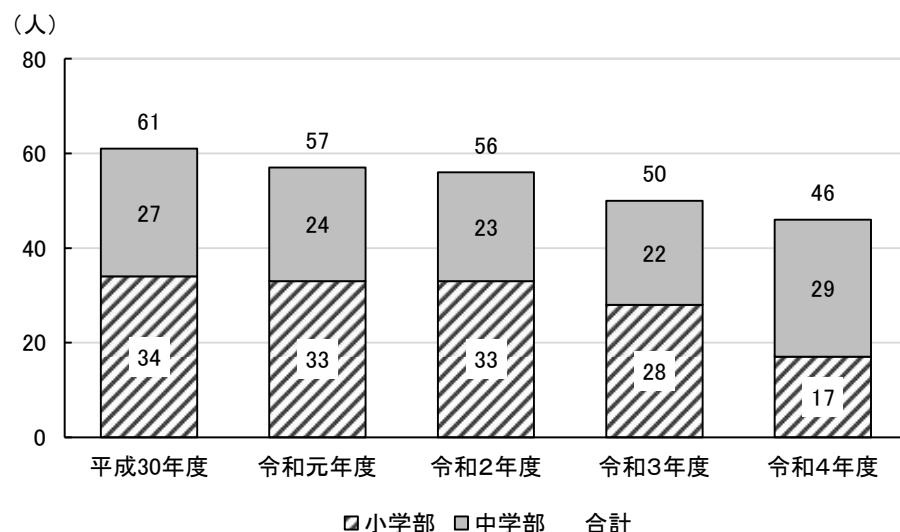
資料：恵那保健所の統計（各年度末）

(2) 障がいのある子どもの状況

①特別支援学校の在籍者数の推移

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、年々減少しています。特に、小学部で大きく減少しています。

■特別支援学校の在籍者数の推移

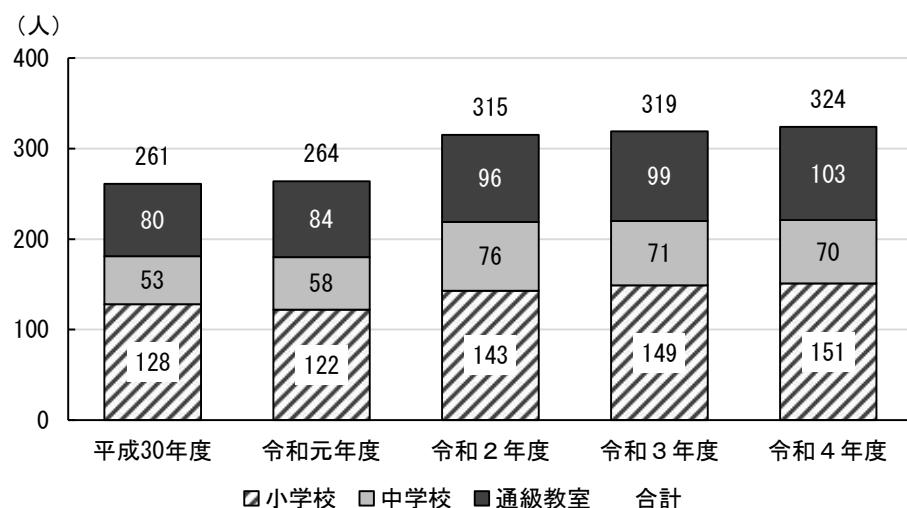


資料：中津川市の統計（各年度4月）

②特別支援学級の在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、年々増加しています。特に、小学校、通院教室の増加が大きくなっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

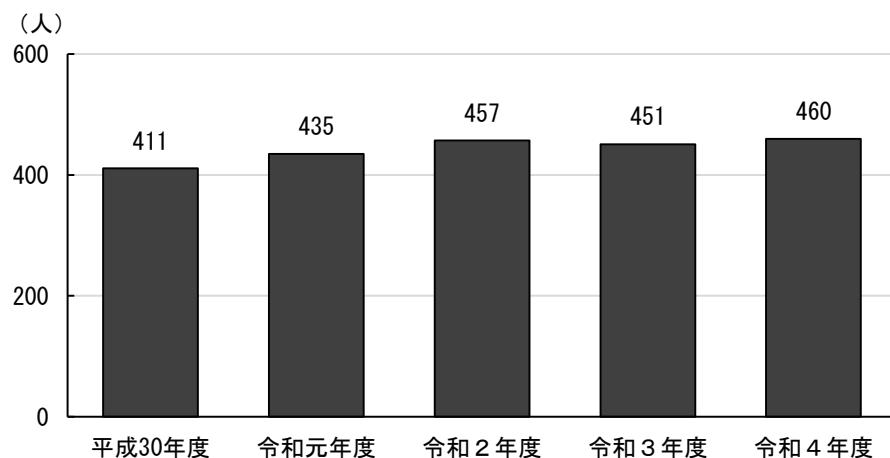


資料：中津川市の統計（各年度4月）

(3)特定医療費(指定難病)受給者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移をみると、年々増加しています。平成30年度から令和4年度で49人増加しています。

■特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の推移



資料：恵那保健所の統計（各年度末）

※令和4年度は速報値

3 障がい者福祉に関するアンケート調査からみられる現状

(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査の概要

障害者手帳所持者、発達支援センター等を利用している子どもの保護者を対象に、障がいのある人の生活状況と意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■ 障がい者福祉に関するアンケート調査の概要

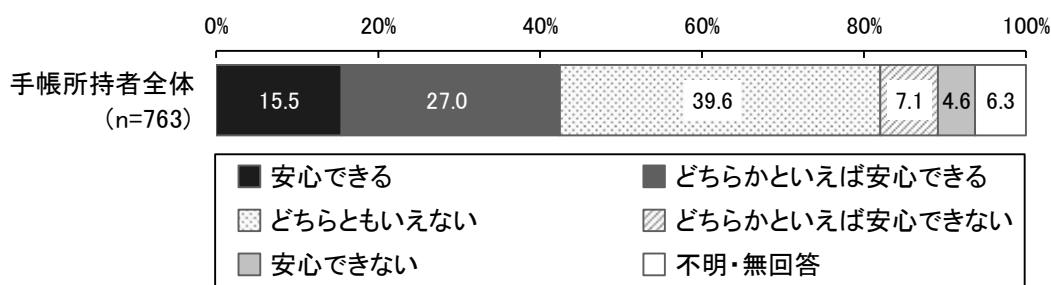
	障害者手帳所持者調査	発達支援センター等利用者調査
調査対象者	障害者手帳所持者から無作為抽出	発達支援センター等を利用している子どもの保護者
配布数	1,500 件	184 件
有効回答数	763 件	84 件 【紙面回答:44 件/WEB回答 40 件】
有効回答率	50.9%	45.7%
調査期間	令和5年1月16日～1月31日	
調査方法	郵送による配布・回収	利用者への直接配布、WEB・郵送による回収

※回答は各質問の回答者数 (n) を基数とした百分率 (%) で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0% にならない場合があります。

(2) 障がい者福祉に関するアンケート調査の結果

① 中津川市の障害福祉サービスは安心できるか（単数回答）

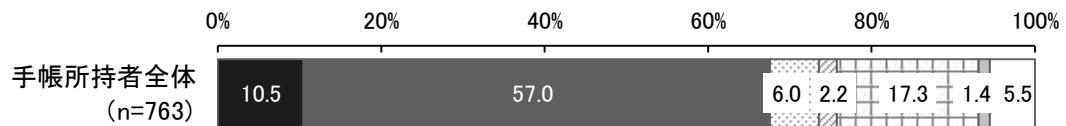
中津川市の障害福祉サービスは安心できるかについて、『安心できる』（「安心できる」と「どちらかといえば安心できる」の合計）が 42.5%、「どちらともいえない」が 39.6%、『安心できない』（「どちらともいえない」と「どちらかといえば安心できない」の合計）が 11.7% となっています。



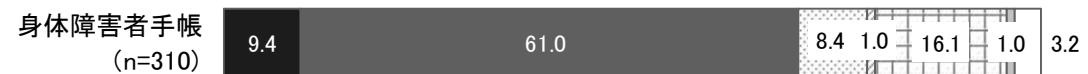
② 今後の暮らし方の希望について（単数回答）

今後どのように暮らしたいかについて、「家族と一緒に暮らしたい」が57.0%と最も高く、次いで「わからない」が17.3%、「一人で暮らしたい」が10.5%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「一人で暮らしたい」が18.8%、療育手帳所持者で「仲間と共同生活がしたい（グループホーム）」が7.4%と、他の手帳所持者と比べて高くなっています。



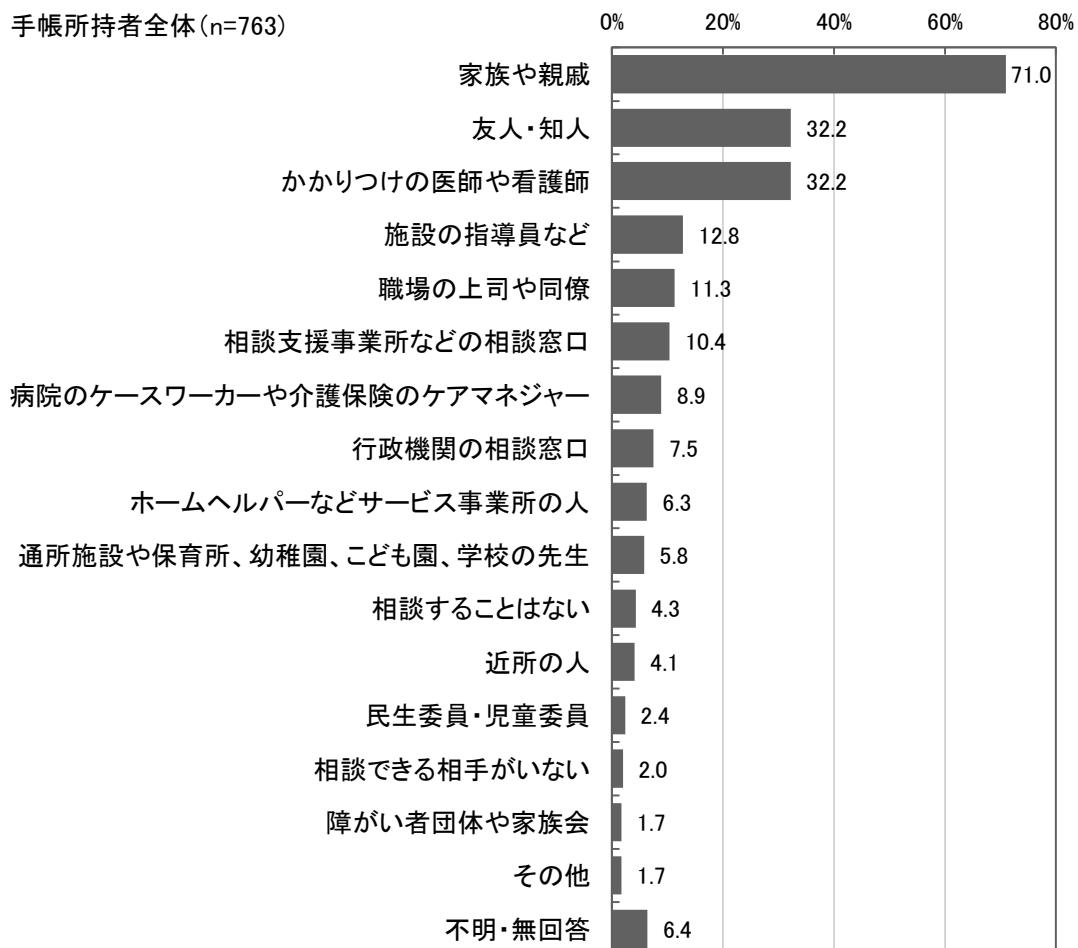
【所持手帳別】



- 一人で暮らしたい
- 家族と一緒に暮らしたい
- 福祉施設(障害者支援施設や高齢者福祉施設など)で暮らしたい
- 仲間と共同生活がしたい(グループホーム)
- わからない
- その他
- 不明・無回答

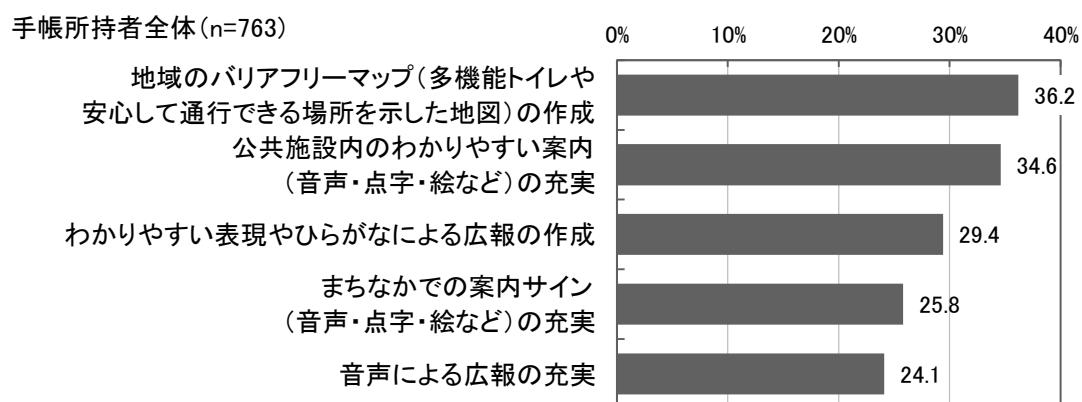
③ 悩みや困ったことの相談先について（複数回答）

悩みや困ったことの相談先について、「家族や親戚」が71.0%と最も高く、次いで「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」がそれぞれ32.2%、「施設の指導員など」が12.8%となっています。



④ 生活を送る上で必要な情報を入手するために必要な取り組みについて（複数回答）※上位5位

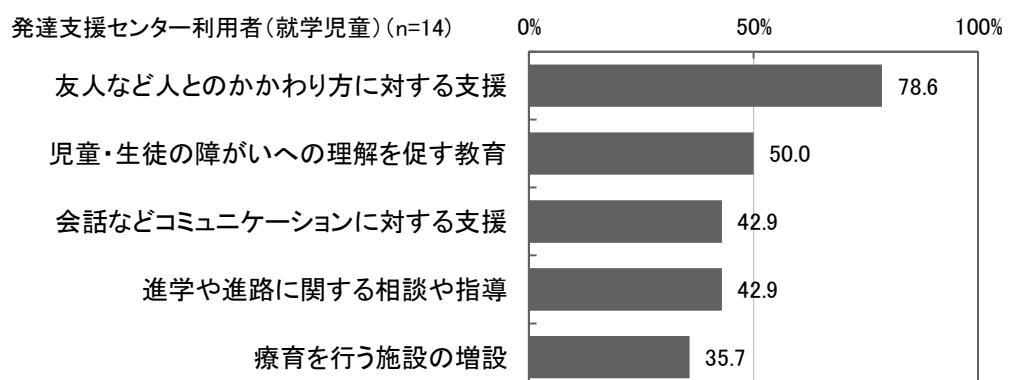
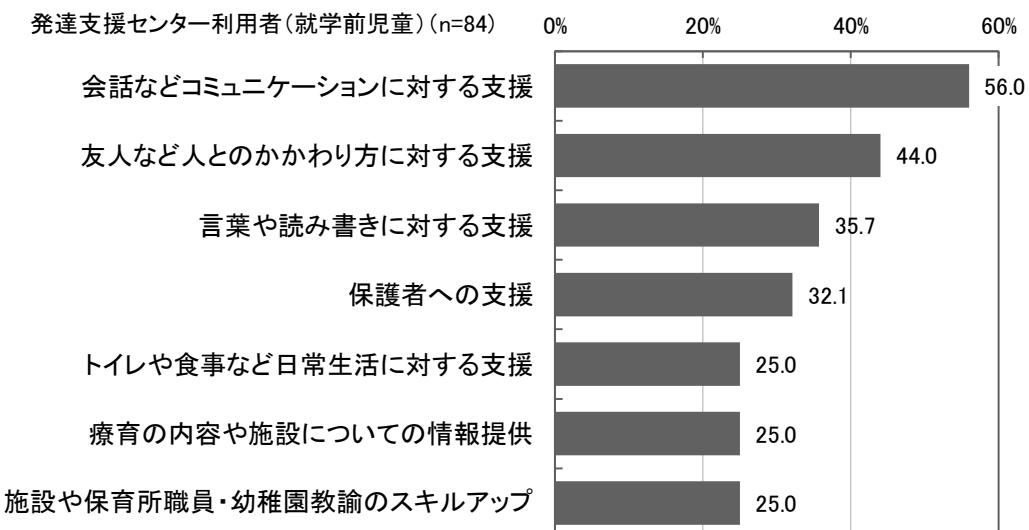
障がいのある人が生活を送る上で必要な情報を入手するために必要な取り組みについて、「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」が36.2%と最も高く、次いで「公共施設内のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実」が34.6%、「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が29.4%となって います。



⑤ 受けている療育や支援について充実させるべきだと思う点について（複数回答）※上位5位

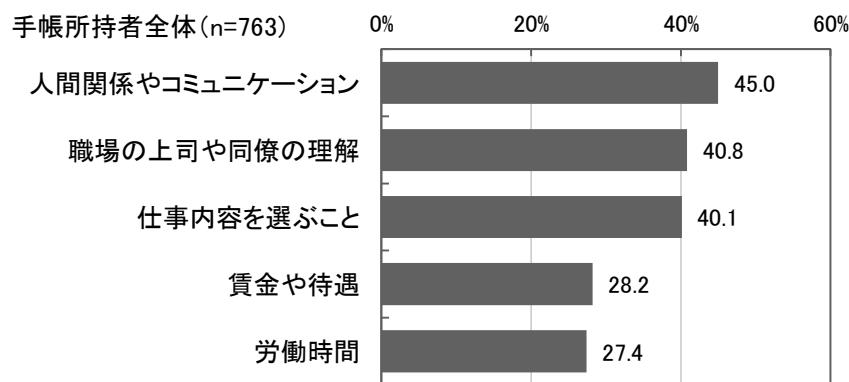
お子さんが受けている療育や支援について、充実させるべきだと思う点について、就学前児童では「会話などコミュニケーションに対する支援」が 56.0%と最も高く、次いで「友人など人とのかかわり方に対する支援」が 44.0%、「言葉や読み書きに対する支援」が 35.7%となっています。

就学児童では、「友人など人とのかかわり方に対する支援」が 78.6%と最も高く、次いで「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」が 50.0%、「会話などコミュニケーションに対する支援」「進学や進路に関する相談や指導」がそれぞれ 42.9%となっています。



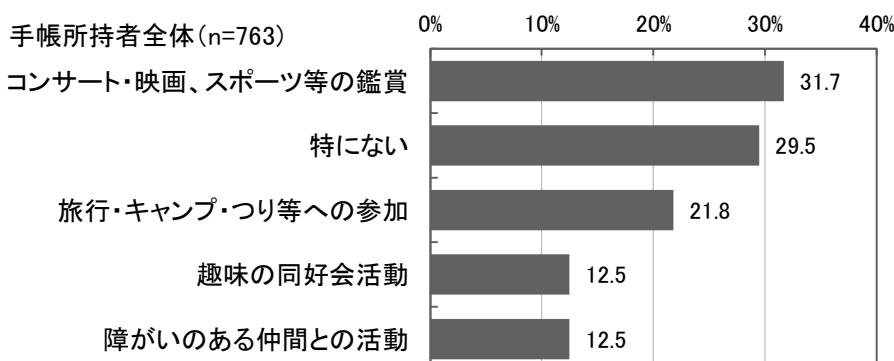
⑥ 障がいのある人が仕事をするうえで課題となることについて（複数回答）※上位5位

障がいのある人が仕事をするうえで課題となる（なっている）ことについて、「人間関係やコミュニケーション」が45.0%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の理解」が40.8%、「仕事内容を選ぶこと」が40.1%となっています。



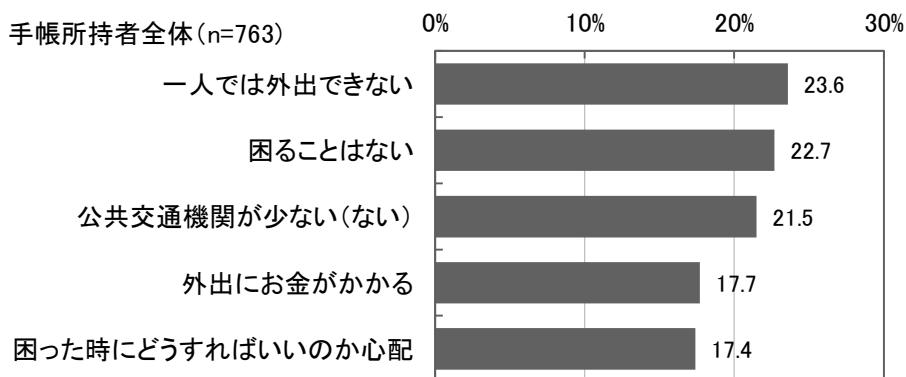
⑦ 参加したいスポーツや文化活動について（複数回答）※上位5位

参加したいスポーツや文化活動について、「コンサート・映画、スポーツ等の鑑賞」が31.7%と最も高く、次いで「特ない」が29.5%、「旅行・キャンプ・つり等への参加」が21.8%となっています。



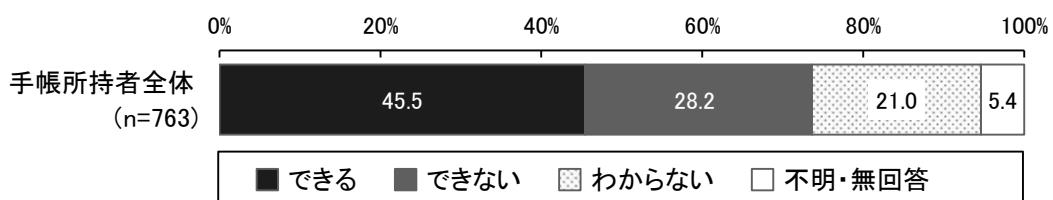
⑧ 外出時に困ることについて（複数回答）※上位5位

外出時に困ることについて、「一人では外出できない」が23.6%と最も高く、次いで「困ることはない」が22.7%、「公共交通機関が少ない（ない）」が21.5%となっています。



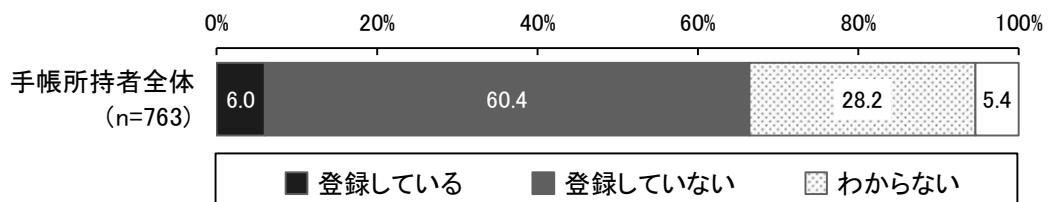
⑨ 災害時における一人での避難について（単数回答）

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できる」が45.5%、「できない」が28.2%、「わからない」が21.0%となっています。



⑩ 避難行動要支援者名簿への登録状況について（単数回答）

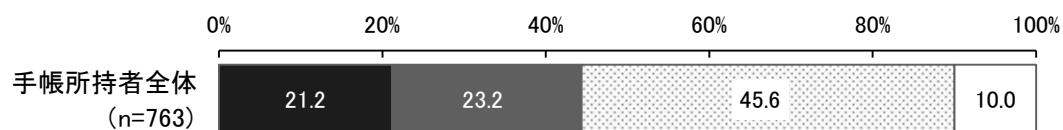
避難行動要支援者名簿への登録状況について、「登録している」が6.0%、「登録していない」が60.4%、「わからない」が28.2%となっています。



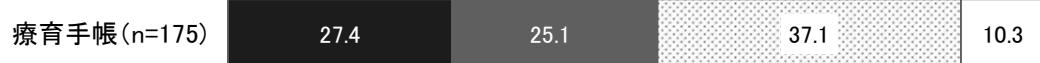
⑪ 障がいがあることによる差別や嫌な思いをした経験について（単数回答）

障がいがあることによる差別や嫌な思いをした経験について、『ある』（「ある」と「少しある」の合計）が44.4%、「ない」が45.6%となっています。

所持手帳別でみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者で『ある』が63.2%と、他の手帳所持者と比べて高くなっています。



【所持手帳別】

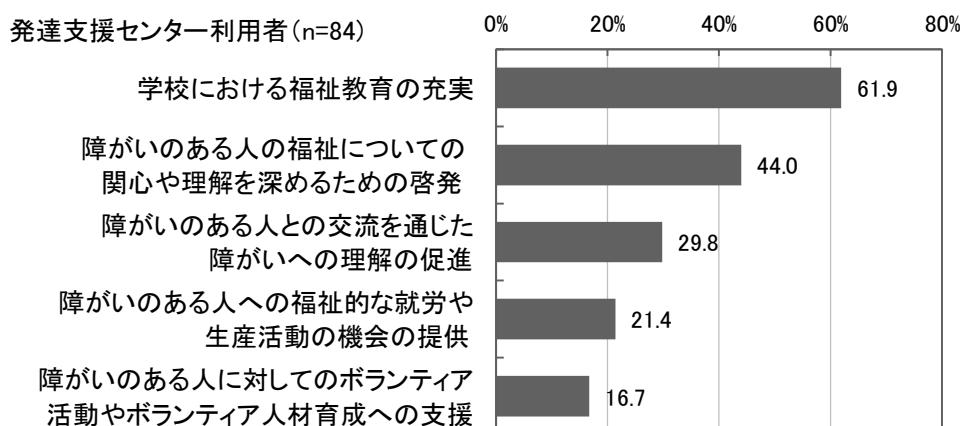
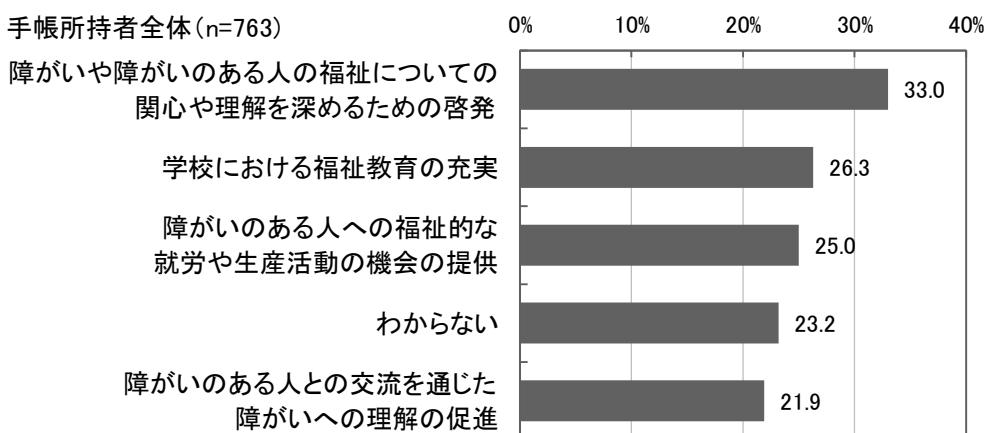


■ ある ■ 少しある ■ ない □ 不明・無回答

⑫ 「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なことについて（複数回答）※上位5位

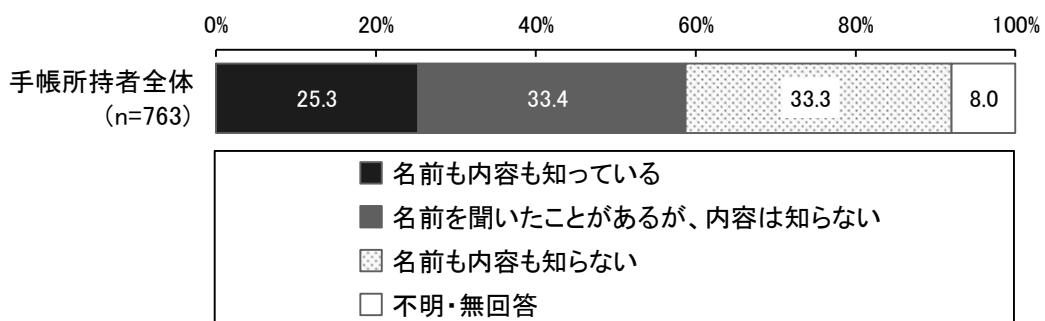
「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なことについて、手帳所持者では「障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が33.0%と最も高く、次いで「学校における福祉教育の充実」が26.3%、「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が25.0%となっています。

発達支援センター利用者では「学校における福祉教育の充実」が61.9%と最も高く、次いで「障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が44.0%、「障がいのある人ととの交流を通じた障がいへの理解の促進」が29.8%となっています。



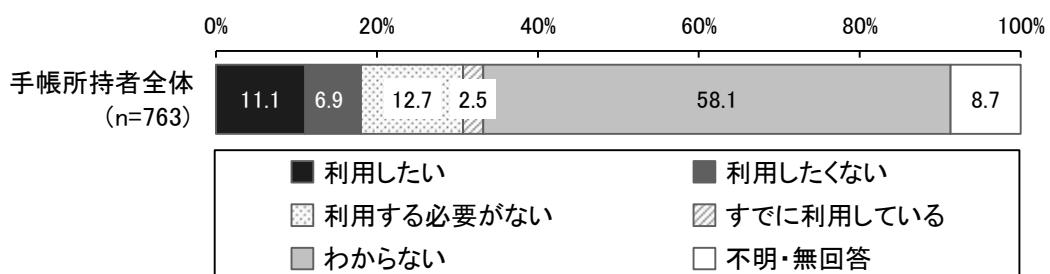
⑬ 成年後見制度の認知度について（単数回答）

成年後見制度の認知度についてみると、全体で「名前も内容も知っている」が 25.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 33.4%、「名前も内容も知らない」が 33.3%となっています。



⑭ 成年後見制度の利用意向について（単数回答）

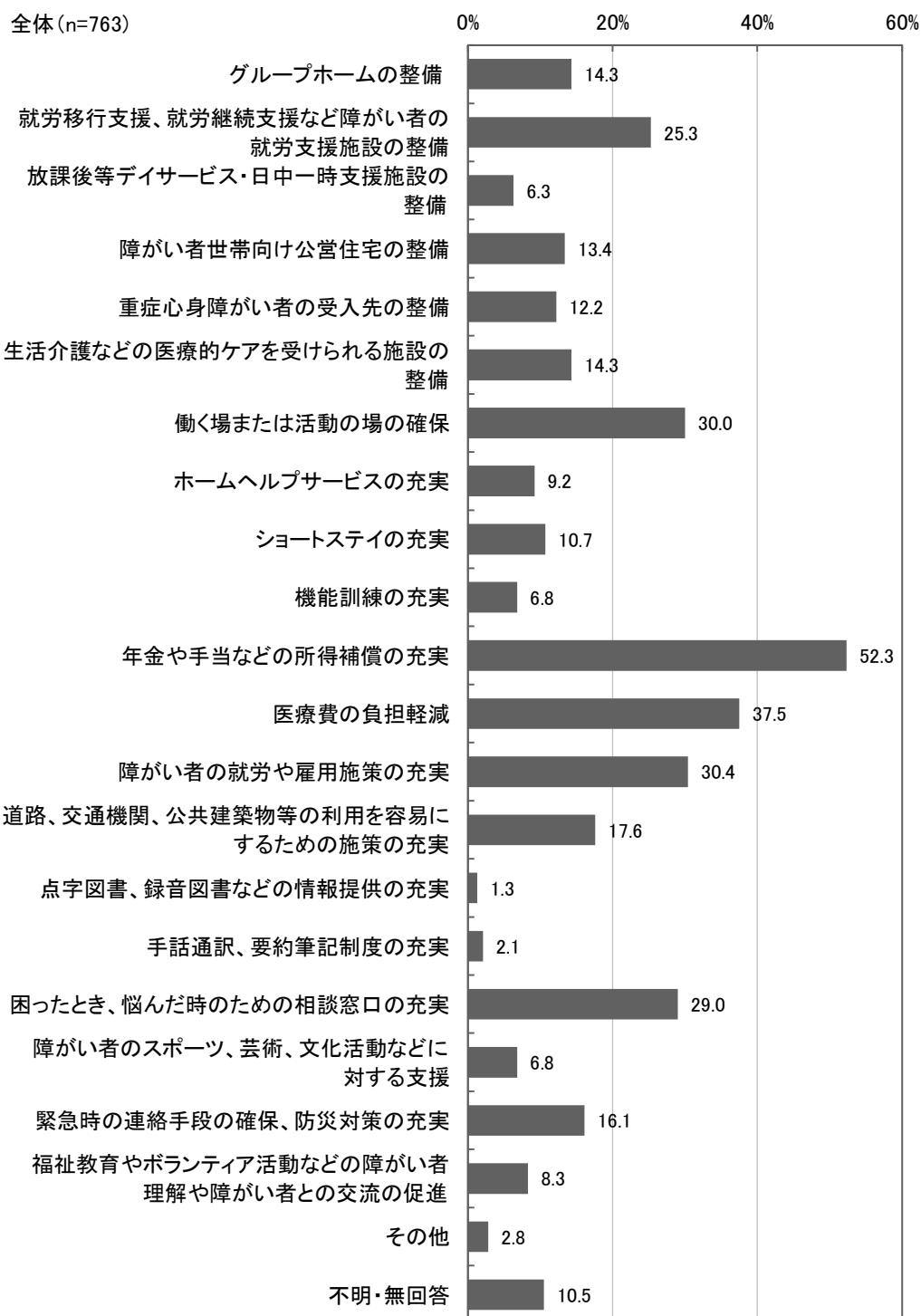
成年後見制度の利用意向について、「わからない」が 58.1%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が 12.7%、「利用したい」が 11.1%となっています。



⑯ 障がい者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいこと(複数回答)

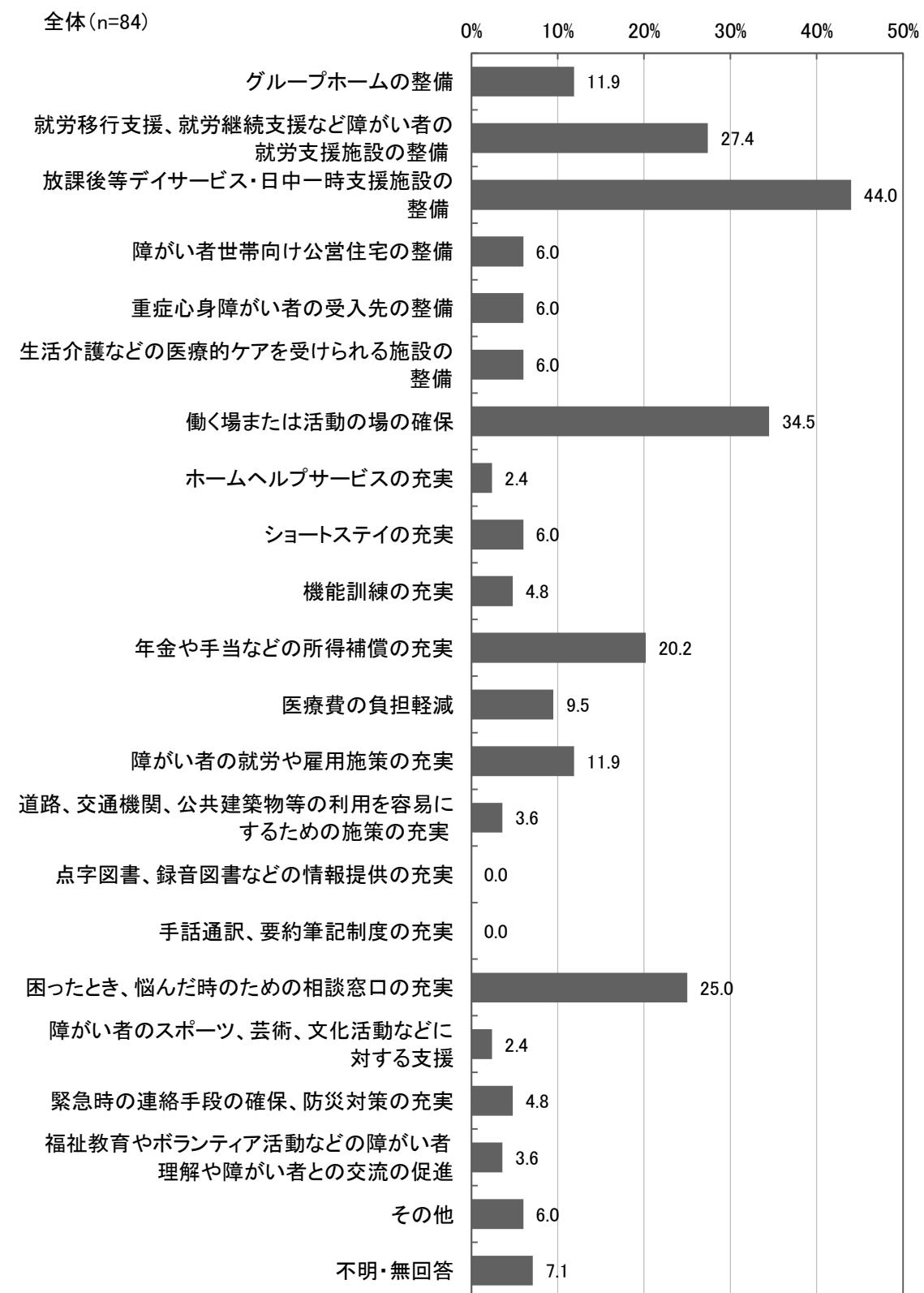
※障害者手帳所持者アンケート

障がい者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいことについて、全体で「年金や手当などの所得補償の充実」が52.3%と最も高く、次いで「医療費の負担軽減」が37.5%、「障がい者の就労や雇用施策の充実」が30.4%となっています。



※発達支援センター利用者アンケート

障がい者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいことについてみると、「放課後等デイサービス・日中一時支援施設の整備」が44.0%と最も高く、次いで「働く場または活動の場の確保」が34.5%、「就労移行支援、就労継続支援など障がい者の就労支援施設の整備」が27.4%となっています。



4 障がい福祉に関するヒアリング調査からみられる現状

(1) 障がい福祉に関するヒアリング調査の概要

本市において障害福祉サービスを提供する事業所、障がい福祉に関する関係団体を対象に、本市における障がい者を取り巻く現状や課題、今後の方向性等を活動者視点で把握するため、ヒアリングシート調査を実施しました。また、希望する事業所・団体に対しては聞き取り調査を行いました。

■ 障がい福祉に関するヒアリング調査の概要

	事業所	団体
調査対象者	本市において障害福祉サービスを提供する事業所	障がい福祉に関する関係団体・関係者
配布数	24件	14件
有効回答数	15件	13件
有効回答率	62.5%	92.9%
調査期間	令和5年1月16日～1月31日(ヒアリングシートでの調査) 令和5年2月9日・10日・16日・17日(面談調査)	
調査方法	(ヒアリングシートでの調査)郵送による配布・回収 (面談調査)希望する事業所・団体に対して聞き取り	

(2) 障がい福祉に関する事業所ヒアリング調査の結果

① 円滑な事業所運営を進めるにあたっての課題

■人材確保・人材不足
介護報酬が低いことが主な問題であり、職員の確保が難しい状況となっている。
ハローワークや、民間の人材紹介に応募者を依頼しているが、人材の確保が困難である。
需要に対して供給が追いつかない。利用者はたくさんいるがヘルパーが少なく十分に利用者を受け入れることができない。
■人材の育成、資質の向上
相談支援専門員の資格保持者が少ない。資格を取得した人でも更新できていないことがある。
専門職としての職員の資質、スキルが必要となる。
人材育成の仕組みとそれを可能にする制度上のバックアップを考える必要がある。
■事業所の運営・経営
必要な支援を行いたくても職員の人数が少なく対応しきれない。また、何かと事務的なことが多く、時間外の業務になってしまう。
制度が変わる都度、又加算等の請求の都度必要となる記録等が煩雑になり、支援職員がその実務等を行う時間を確保するのが難しい。

② 障がいのある方を取り巻く現状や身近で感じている課題、市に希望すること等

■障がいのある子の育ち・学びへの支援

障がいのある子どもの親への支援。保育の質の向上のための人員確保。学校の先生の支援児に対する理解。教育・医療・福祉の連携。

早期発見、早期療育が遅れがちになっていると感じます。療育に対しての理解、支援やサービスを利用することへのハードルが下がると良い。

保育園などの早い段階において、発達の遅れがみられる子どもに対して、事業所側からのアクションができるようになると良い。

支援学校が遠い。通学バスは出ているが1時間以上かかるところもある。

■障がいのある方の就労環境の整備

雇用の促進。雇用者の体制の確保。企業の障がいに対する理解を深めてほしい。

地域で利用できる作業所、居場所が少ない。

働く意欲があっても、送迎がないことで就労できないことがある。

■日常生活を応援するサービスの充実

生活を支えるサービスや経済支援の充実。

障がいのある方を受け入れる側に対して研修や勉強会を実施してほしい。

市役所の手続きの迅速化。ホームヘルパー等を派遣するサービス。

相談支援事業所が少ない。相談件数は増えるが、相談員が少ないと採算的に厳しい。

送迎に対する問題を改善してほしい。

■安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

保険・医療費の負担軽減。

高校生までの医療費の無償化。児童精神科医が市民病院に常駐してほしい。

医療・福祉に関する人員の確保。

■障がいのある方もない方も共に生きる環境づくり

障がいのある方への理解を促進するための子どもたちへの福祉教育の充実。多様な手段による情報提供。情報交流できる場の充実。

交流する機会は少ない。特に恵北エリアはないのではないか。文化会館などバリアフリーでない行政の建物が多い。

障がい者を持つ家族の方の息抜きや交流できる場所の提供。

障がいに対する理解の促進。移住者の住居支援(家賃他)。ホームヘルパーの充実など。

■地域で安心して暮らせるまちづくり

地域で過ごせる居場所づくりや発達障がいの子どもは避難所等で過ごしにくいため防災・災害対策の充実がされると良い。

車がない、運転免許証がない方がいるため、送迎支援があると良い。

通勤費、通学費に対する支援。

市役所、買い物、病院、サークル活動等の移動手段として、コミュニティバスの充実。

(3)障がい福祉に関する団体ヒアリング調査の結果

① 障がいのある方を取り巻く現状や身近で感じている課題、市に希望すること等

■障がいのある子の育ち・学びへの支援

居住地域での育つ環境、学び、支援と専門性を持つ病院や学校、居住圏域の特別支援学校の情報や社会の連携があると良い。

医療的ケア児の保育、教育の保障、看護師が不足している。

不登校児が増えており、小学校低学年の居場所がないため、フリースクールのような自由に通える場所があると良い。

■障がいのある方の就労環境の整備

学校卒業後に通える作業所を増やしてほしい。生活介護の施設や重度心身障害者の受け入れ先を整備してほしい。

職場内における障がいに対する理解促進。周囲の方々が障がいのことを正しく理解して合理的な配慮がなされること。

高校から先を不安に思う保護者は多く、相談先もわからず、成長の節目の不安が多い。

■日常生活を応援するサービスの充実

外出時のサポート。ボランティアの確保と費用負担。

地域生活を支援するサービスが必要である。

何よりも当事者が身近にどんなサービスがあるのか知り、それを活用して活動範囲、社会参加を広げることがサービスの充実につながる。

保護者同士が集まれる場所や情報が集まつくる情報基地となる場所をつくってほしい。

■安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

地域での医療機関の充実。

理学療法士や整体師、保健師など専門性のある分野からのアドバイス、体験、相談できる機会があると良い。

■障がいのある方もない方も共に生きる環境づくり

当事者が市民に向けて理解促進のPRを積極的に行うこと。また、市民講座を設けて発信の場、学び合う場をつくること。

居住地域で人と会える、交われるという場所が大切だと思う。

各種ボランティアへ積極的に参加してほしい。

障がいのある人が、まちへ出かけられる交通手段があると良い。

■地域で安心して暮らせるまちづくり

災害時や何かあった際に障がい者が取り残されないように市だけなく本人が動けるような体制を整備しておく必要がある。

居住地域から市中心部への移動を便利にしてほしい。

5 第6期計画の評価

第6期計画では、基本目標に基づき、各施策を推進してきました。本計画では、第6期計画の取り組み状況と課題を踏まえるとともに、障がい福祉におけるさらなる取り組みの充実を図ります。

(1) 基本目標1 地域における生活の支援—暮らす・支える—

① 保健・医療の充実

- 通院・診療について、障がいのある人の診療を受けやすくすることが求められています。
- 医療機関と事業所等の関係機関との連携の仕組みづくりが必要です。
- 障害の早期発見のための健診、早期の療育のフォローワー体制の強化が求められています。

② 生活環境づくり

- 親亡き後の住まいの確保として、グループホーム等の住まいの充実がより一層必要です。
グループホームは徐々に整備されてきている一方で、緊急時の対応や、重度障がいの方等の住まい等の多様なニーズに対応できる事業所の参入促進が求められています。

③ 相談・情報提供体制の充実

- 事業所運営について、相談支援事業所の相談員の負担が増大しており、人材確保が課題となっています。
- 障害者施設、相談支援事業所、行政等の情報共有や連携の必要性に関する意見が多くあげられています。

(2) 基本目標2 切れ目のない支援—育つ・学ぶ・働く・生きる—

① 障がいのある子どもへの支援

- グレーゾーンや発達に疑いのある子どもの早期発見・早期療育のできる体制や、保護者に対する相談支援、学校教員の人材育成の必要性等の意見がありました。
- 学校卒業後に福祉サービス内容が変化することから、生活介護や就労関係の事業所との情報共有が求められています。
- 就学支援や学級選択、放課後等デイサービスまで、相談から支援までの切れ目のない支援が求められています。

② 雇用・就労の支援

- 障害者雇用が増加傾向にあり、本人の特性、障がいの程度に合わせた就労の選択ができる就労支援が求められています。
- 福祉的就労について、短時間就労や在宅ワークなど、多様な働き方ができる環境整備が求められています。
- 一般就労に関して、職場の障がい理解や一般企業の雇用促進に関する意見が多くあげられています。

③ さらなる活動の場の推進

- 気軽に参加できるイベントの開催や設備を含めた環境整備が求められています。
- 障がいがあっても楽しめる機会の提供に関する意見が多くあげられています。

(3) 基本目標3 まち全体で支え合い、生きがいを持てるまちづくり

① 安心・安全に暮らせるまちづくり

- 公共機関の利便性向上に関する意見が多くあげられています。また、車いすでの移動をしやすいように施設のバリアフリー化の充実が求められています。
- 災害時に関して、福祉避難所における配慮・支援について、避難場所についての情報提供が求められています。

② 障がいのある人を支えるまちづくり

- 障がいのある人・ない人に関わらず交流できる機会の充実についての意見が多くあげられています。
- 学校教育において福祉教育の充実等、次世代の理解促進を図ることが求められています。
- ボランティア情報の周知や、交流、連携についての要望をする意見が多くあげられています。
- 地域との連携や交流、情報共有する場が求められています。

6 中津川市の障がいのある人を取り巻く課題

アンケート調査結果やヒアリング調査結果、6期計画の評価から、本計画における本市の障がいのある人を取り巻く課題を整理します。

課題1 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の充実

アンケート調査では、約7割の方が今後一人で暮らしたいもしくは家族と一緒に暮らしたいと回答しています。地域生活への移行支援や、在宅生活を継続していくための居住支援サービスや住宅改修の推進、住まいの場のひとつであるグループホームの整備を進める必要があります。

課題2 障がい児への支援体制の整備

ヒアリング調査では、通園・通学への移動支援などの声もあり、障がい児の保護者の負担を軽減する支援が課題となっています。一人ひとりのニーズに対応したサービスを提供する体制の整備や、障がいのある子どもや保護者に対する一貫した相談支援を推進し、社会参加を支援する必要があります。発達支援センター利用者対象のアンケート調査では、お子さんが受けている療育や支援について充実させるべきことについて、「友人など人とのかかわり方に対する支援」が約8割と最も高くなっています。機会の提供や共同学習などを行うことで、障がいについて理解し合うことのできる環境の整備が求められています。

課題3 障がい者が働きやすい雇用環境づくり

アンケート調査では、仕事するうえでの課題について、「人間関係やコミュニケーション」が最も高くなっています。必要な就労支援については「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が最も高くなっています。個々の状況に合った仕事に就くための支援の充実や、収入面を含めた、より良い就労環境づくりを企業へ働きかけるなどの取り組みが必要です。また、一般就労への移行促進や障がい者雇用の促進、加えて職場での支援体制の充実も課題となっています。

課題4 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人が地域の行事や活動等に参加できるよう、必要な情報を適切に提供する体制が求められています。近年ではSNS等インターネットの利用が普及しており、サービスについての情報を障がいのある人やその保護者が迅速に受け取ることができるよう、新しい媒体を利用したシステムの整備が課題となっています。また行政への各種手続きについてもわかりやすいようにホームページ等を整備していく必要があるとともに、手続きの迅速化に努めていく必要があります。

課題5 災害対策等の支援の充実

アンケート調査では、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについてでは「いる」が25.4%、「いない」が31.8%、「わからない」が35.9%となっています。また、災避難行動要支援者名簿への登録については、登録していると答えた方は全体の6.0%となっており、名簿の周知、登録の推進が課題となっています。災害時に支援が必要な障がいのある人を把握するため、避難行動要支援者名簿の周知を図るとともに、関係機関や地域住民との連携を図り、避難行動要支援者の把握、支援方法の明確化など情報共有できる体制づくりが求められます。また、避難所においては、さまざまな障がいのある人が避難することを想定し、避難所のバリアフリー化、非常用電源の確保など必要とされる備品、物資や医薬品の備蓄など、それぞれの障がいの特性に応じた避難所の整備を推進していく必要があります。

課題6 権利擁護に関する法律や制度等の周知徹底

アンケート調査では、障害者虐待防止法の認知度について「名前も内容も知っている」と答えた割合が1割以下であり、周知は十分に進んでいないことが課題となっています。法律を知ることで、日常生活の中でどのようなことが権利侵害にあたるのかを理解することができ、人権を尊重した態度や行動を実践するきっかけとなるため、障がいのある人だけにとどまらず、広く周知できるよう関係機関や関係団体等と連携を図り、啓発活動を促進する必要があります。また、成年後見制度については、「名前も内容も知っている」と答えた割合が約3割と依然低く、今後も制度内容の周知・普及に努め、制度の利用促進を図るとともに、利用希望者が円滑に制度を利用できるよう支援する必要があります。